



給与所得者に
生命保険の満期返戻金などの一時所得があった場合
ネットオークション等により副収入を得た場合

国税庁 No.1903
1906

給与所得者に生命保険の満期返戻金などの一時所得があった場合

保険料の負担者本人が満期保険金を一度に受領した場合は、原則として一時所得になります。

【一時所得の金額】

$$\text{満期保険金} - \text{支払保険料総額} - \text{剰余金} = 50 \text{万円}$$

50万円に満たない場合にはその金額

【課税対象となる金額】

一時所得の $1 / 2$ の金額

例) 500万円の満期保険金受取、支払保険料350万円
一時所得の金額 $500 \text{万円} - 350 \text{万円} - 50 \text{万円} = 100 \text{万円}$
課税対象となる金額 $100 \text{万円} \times 1 / 2 = 50 \text{万円}$



給与所得者に生命保険の 満期返戻金などの一時所得があった場合

確定申告

1 か所から給与等の支払いを受けている場合で、
その給与等の収入金額が2,000万円以下の場合、
原則として年末調整によって税額の精算が行われるため、確定申告は不要！

しかし、**給与所得及び退職所得以外の所得金額が
20万円を超える**場合は確定申告をする必要があります！

例1) 給与所得及び退職所得以外の所得金額が満期保険金の一時所得30万円のみ
一時所得： 30万円 課税対象金額： $30万円 \times 1 / 2 = 15万円$
...確定申告の必要なし

例2) 給与所得及び退職所得以外の所得金額が満期保険金の一時所得100万円のみ
一時所得： 100万円 課税対象金額： $100万円 \times 1 / 2 = 50万円$
...確定申告の必要あり





給与所得者がネットオークション等により 副収入を得た場合

大部分の給与所得者の方は、会社が行う年末調整によって源泉徴収された所得税額と納付すべき所得税額との過不足が精算されるため、確定申告の必要はありません。

しかし、その給与所得以外に副収入等によって20万円を超える所得を得ている場合には確定申告が必要となります。

【給与所得者の副収入例】

- ネットオークションやフリーマーケットアプリなどを利用した個人取引による所得
- ・衣服、雑貨、家電などの資産の売却による所得
生活の用に供している資産の売却による所得は非課税となり確定申告不要
- ・自家用車などの資産の貸付による所得
- ・ベビーシッターや家庭教師などの人的役務の提供による所得

ビットコインをはじめとする仮想通貨の売却等による所得

民泊による所得

個人が空き部屋などを有料で旅行者に宿泊させるいわゆる「民泊」は、一般的に利用者の安全管理や衛生管理、一定程度の観光サービスの提供等を伴うものであるため不動産賃貸とは異なり、不動産所得ではなく雑所得に該当する。

